

高齢者虐待防止に関する指針

介護老人保健施設 ナーシングセンター八幡

1. 高齢者虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。

当施設では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するために本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2. 虐待の定義

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること。

また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄放任

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。または利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3. 虐待防止対策に向けた体制

(1) 虐待防止対策委員会の設置

当施設では、虐待防止対策に向けて虐待防止対策委員会を設置します。

① 設置目的

ア) 施設内での虐待防止対策に向けての現状把握及び改善についての検討

イ) 虐待等の発生の防止・早期発見

ウ) 虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策の検討

エ) 虐待防止対策に関する職員全体への指導

② 虐待防止対策委員会の構成員

ア) 施設長（医師）

イ) 所属長

ウ) 看護職員

エ) 介護職員

- オ) 介護支援専門員
- カ) 支援相談員
- キ) リハビリ職員
- ク) 管理栄養士

※この委員会の責任者は施設長、担当者は所属長とし、その時可能な委員で構成する。

③ 虐待防止対策委員会の開催

- ア) 定期開催（3 ヶ月に 1 回）
- イ) 必要時は随時開催

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに保険者に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、保険者及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の報告を受けた場合は、本指針に従って対応します。相談窓口は、虐待防止対策担当者とする。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 施設内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、虐待防止対策委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。
- (4) 施設内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止対策委員会を開催し、事実確認を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

6. 虐待防止対策に向けた各職種の役割

- (1) 虐待防止対策責任者と担当者の責務
 - ① 虐待防止対策責任者（施設長）の責務
 - ア) 虐待内容及び原因の解決策の責務
 - イ) 虐待防止の為の当事者との話し合い
 - ウ) 虐待防止に関する一連の責任者

② 虐待防止対策担当者（所属長）の責務

- ア) 利用者、利用者家族、職員からの虐待相談・通報受付
- イ) 虐待内容と利用者の意向の確認と記録
- ウ) 虐待内容の責任者への報告
- エ) 関係機関、保険者への報告
- オ) 虐待防止に向けた職員教育

7. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

8. 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受付内容を管理者へ報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対処する。
- (3) 対応の結果は相談者に報告する。

9. 虐待防止対策のための職員教育に関する基本方針

- (1) 職員に対する虐待防止のための研修は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底する内容とする。
- (2) 研修は年2回以上実施。また新規採用時には別途虐待防止のための研修を実施する。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、保存する。

10. 利用者等に対する当外指針の閲覧

- (1) 本指針はホームページ上で公表し、いつでも閲覧可能とする。
- (2) 本指針は各部署に常設し、全ての職員がいつでも閲覧可能な環境を作る。

11. その他虐待等の防止の推進のために必要な事項

虐待防止のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附則

この指針は、令和 3 年（2021 年）4 月 1 日（遡及）から施行する。

この指針は、令和 7 年（2025 年）4 月 1 日（遡及）から施行する。